

平成 22 年度第 2 期工事定期監査の結果に基づき講じた措置等（建設局）

建設局

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 設計</p>		
<p>ア 公園バリアフリー化の設計</p> <p>本市では、平成 20 年度から既設の都市公園におけるバリアフリー化を進めている。</p> <p>公園の出入口及び園路について公園ごとに移動等円滑化園路を定め、園路の整備、視覚障がい者誘導用ブロック（以下、「点字ブロック」という。）や手すり、グレーチング蓋等をバリアフリー化することで「誰もが使いやすい公園づくり」をめざしている。その設計は「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、6 建設事務所、公園砂防部内 2 課、(財)神戸市公園緑化協会ですそれぞれ実施している。</p> <p>しかし、点字ブロックや手すり等の設置位置、構造がバリアフリー化の目的を果たしているとはいえない状況が見受けられた。</p> <p>バリアフリー化の趣旨を十分理解するとともに、本市のどの部局が施工しても適切にバリアフリー化が図られるよう「バリアフリー道路整備マニュアル」などを参考にして、公園バリアフリーに関するマニュアル等を早急に作成し、その運用にあたっては職員等に研修を行うなど十分周知すべきである。</p> <p>① 点字ブロックの設置が適切でないもの ② 歩道の切り下げ部が適切でないもの ③ 手すりの設置等が適切でないもの ④ 移動等円滑化園路上のグレーチング蓋が細目化されていないもの</p> <p>(建設局東部建設事務所) [No.21 篠原公園他バリアフリー改修工事] (建設局公園砂防部緑地課) [No.23 森林植物園バリアフリー化工事]</p>	<p><周知・マニュアル等の作成></p> <p>ガイドラインの内容について、平成 23 年 3 月 14 日、公園工事関係の担当者に対して研修を行い、バリアフリー化の趣旨の周知を図った。</p> <p>マニュアル化については、ガイドラインを補完する本市独自の「神戸市バリアフリー公園整備マニュアル(案)」(以下「マニュアル(案)」という。)の素案を作成し、平成 23 年 9 月 12 日に公園工事関係の担当者向けの説明会を行った。また、その説明会で出された意見等を反映したマニュアル(案)を平成 23 年 10 月 6 日に配布し、試行的に運用を開始し、平成 24 年 3 月 30 日にはマニュアル(案)を正式に策定した。</p> <p>なお、「園路・階段における視覚障がい者誘導用ブロック及び手すりの整備に関する留意事項」をまとめ、平成 23 年 3 月 31 日付にて通知を図ったとともに、平成 23 年 4 月 28 日の事務所連絡会議にて周知を行った。</p> <p>[No.21]</p> <p>① 階段上部において点字ブロックを追加設置した。(平成 23 年 6 月 27 日)</p> <p>その他の箇所は、今後、既設側溝等施設の老朽化等補修を行う際に、適正な位置に点字ブロックを設置していく。</p> <p>③ 点字シールは、今後傷み具合を見て恒久的なものへ順次取り替える。</p> <p>④ 柵・溝蓋を細目グレーチングに取替えした。(平成 23 年 5 月 13 日)</p> <p>[No.23]</p> <p>② 平成 23 年 3 月 15 日、歩道の切り下げ部と横断歩道の幅を揃える補修を実施した。</p>	<p>措置済</p>